

法隆寺東寺・西寺相論と織田信長

金子拓

はじめに

本稿は、織田信長が畿内中央の政治的権力を掌握しつつあった時期、天正二年（一五七四）に端を發し、同七年（一五七九）に一応の解決を見た大和法隆寺の堂衆（東寺）と学侶（西寺）の対立について、関係文書を集成・分析したうえでその流れを整理することを第一の目的とする。分析を通じ、織田信長権力の寺社への関わり方、大和国への関わり方といった論点について、それぞれ現在の研究の流れのなかにこの問題を位置づけ、信長権力のあり方を見通すための布石たらんとするものである。中世の法隆寺は、鎌倉期に太子信仰を基盤として復興し、堂舎・仏像の修造が行なわれ、庶民の信仰を集めた⁽¹⁾。寺僧には南都諸大寺および高野山と同様「学侶」と「堂衆（堂方）」という大別して二つの身分階層が存在した。法隆寺においては平安後期にはそれぞれの階層が成立していたとされ、学侶の子院が主に寺内西院側にあり、堂衆の子院が東院側にあったことから、それぞれ西寺・東寺と称されたという。

学侶は学業を主たる任務とする僧侶であり、堂衆は諸堂舎の管理や法会の承仕を司る僧侶であった⁽²⁾。身分的には学侶が堂衆の上位にあり、中世後期に至ると、それぞれの住む僧房（子院）が「学侶坊」「堂衆坊」のように区別され、固定化されるようになる⁽³⁾。

他寺の例に漏れず、法隆寺においても両階層の身分的対立が見られ、永享七年（一四三五）には双方の武力衝突の結果南大門が焼失したとされる。対立は江戸時代に至るまで連綿と続いてゆくのだが、とくに織田信長が政治的権力を握っていた天正年間にピークに達する。後述するように、信長権力は対立の鍵を握る存在であり、対立のゆくえは信長権力の動向と密接に関わっていた。

天正年間における法隆寺東寺・西寺相論（以下「東西相論」のように略記する）の事実については、間中定泉氏・高田良信氏の著書『法隆寺』において述べられ、別に高田氏は、「法隆寺で信長の果たした役割に、学侶と堂方の対立抗争の仲裁を行なったことがある」と、対立における信長の関与について触れている⁽⁴⁾。

また半田実氏は、信長側近の一雲斎針阿弥という人物に着目し、彼の活動を中心に信長権力と特定寺社を取り次ぐシステムを検討した過程で、針阿弥が取次役として関わった法隆寺を取り上げ、東西相論の経過に触れている⁽⁵⁾。従来未紹介であった相論関係文書を多く紹介し、その推移を追ったという意味で、本稿でとくに扱べき先行研究である。ほか染谷光廣氏は、相論の過程で発給された信長黒印状の執筆者である信長右筆楠長譜を論じるなかで、相論について触れている⁽⁶⁾。

奥野高廣氏が編んだ『増訂織田信長文書の研究』（吉川弘文館、一九

八八年、以下『信長文書』と略記)には、本相論に關係して發給された信長の朱印状・黒印状をはじめ、付随して發給された武將・側近らの書状が多く収められており至便だが、史料集の性格上相論關係文書すべてが網羅されているわけではなく、また年次比定に再考を要する文書もないわけではない。

二〇〇五年度刊行された『大日本史料』第十編之二十五(天正二年十一月十日条)の編纂過程で、『信長文書』および半田氏の研究などでもなお紹介されないままであった關係文書が若干見いだされたこともあり、以下あらためて關係文書を整理して相論過程を再検討してゆきたい。史料については、紙幅の都合もあつてすべての引用は困難なので、行論に最低限必要なものと、未紹介のものを優先して掲げることにする。

一 天正二年〜三年における東寺・西寺の対立

1 双方に發給された信長朱印状

まず収集しえた關係文書を一覽表にして掲げる(次頁)。文書の年次比定については、以下の論述のなかで説明する。表の關係文書は一点(史料23)を除き「法隆寺文書」中に伝来し、法隆寺昭和資財帳編集委員會編『法隆寺の至宝8 古記録・古文書』(小学館、一九九九年)に細目録とともに写真が掲載され、一般にも見ることができ。またこれらは史料編纂所架蔵写真帳『法隆寺文書』にも収録されており、表にその典拠情報を加えた。以下關係文書は、史料〇、のように表の番号をもつて表記する。

關係文書を年次順に配列し、それぞれの内容を解釈して相論の過程を大雑把に区切れば、表にあるとおりⅠ期からⅤ期までの五期に分けることができる。本章では、天正二年から三年にかけてのⅠ期・Ⅱ期を検討する。

さて、そもそも天正二年に東寺と西寺の対立が激化するに至った端緒は、次の信長禁制(朱印状写)であると推測される。

〔史料1〕天正二年正月日織田信長朱印状写

掟 和州法隆寺

一、陣取并寄宿等、不_レ可_レ有_レ之、付、不_レ可_レ伐_二採竹木_一事、
一、矢錢・兵糧米并雖_二当座之取替_一、不_レ可_レ懸_レ之事、
一、諸給人入地・入被官等、如_二先規_一不_レ可_レ有_二異儀_一、付、堂衆之儀、是又可_レ為_レ如_二先規_一事、

右条々定置訖、若於_二違犯之輩_一者、可_レ処_二嚴科_一者也、

天正貳年正月日 信長 御朱印

陣取・寄宿・竹木伐採を禁じ、兵糧米などの賦課を止めさせるなど一般的な禁制の内容だが、第三条に「諸給人入地・入被官」の現状維持を命じる附則として、傍線を付した文言が織り込まれていることが注目される。そのまま解釈すれば、「堂衆のことは、これまた先規のとおりで変更はない」となる。「先規」とはいかなる状態を指すのか、問題となる。

その後の文書のなかで、信長から相論の仲裁を委ねられた家臣塙直政は、史料1を指すとみられる文書について「西寺へ者、諸事可_レ為_レ如_二先規_一之通、去年被_レ成_二御朱印_一候」と表現している。宛所は「和州法隆寺」となっているが、実質的に宛てられたのは西寺側であり、西寺に対し「堂衆之儀」「諸事」は先規のとおりであるという保証がなされたということになる。

これより以前、永祿二年(一五五九)六月に出された三好長慶禁制を皮切りに、同一一年(一五六八)一〇月の信長禁制写を経て、元龜二年(一五七二)九月の室町幕府禁制に至るまで、計一一通の禁制が「法隆寺文書」中に伝えられている(宛所は「法隆寺」「和州法隆寺」「法隆寺

表 法隆寺東西相論関係文書

	文書番号	文書名	宛所	年月日	整理番号	信長文書	写真帳	影写本	備考	班	
I 期	1	232 織田信長朱印状写	和州法隆寺	天正2年1月 日	八函19-7	上440	18-p38	5-8丁	宝175頁/大20-602頁	○	
	2	311 織田信長朱印状	法隆寺東寺惣中	天正2年11月10日	二函17-1	上482	23-p63	5-9丁	宝243頁/大25-100頁	○	
	3	312 織田信長朱印状写	法隆寺東寺惣中	天正2年11月10日	二函17-2		23-p64		宝244頁/20の写		
	4	35 織田信長朱印状写	法隆寺東寺惣中	天正2年11月10日	八函2-27		30-p69	12-14丁	宝253頁/20の写		
	5	185 井戸良弘書状	年会御房	(天正2)12月 1日	二函10-14		22-p16		宝226頁/大25-100頁		
	6	307 埴直政書状	年会御房	(天正2)12月 3日	二函16-1		23-p55		宝226頁/大25-101頁		
	7	186 井戸良弘書状	年会御房	(天正2)12月 4日	二函10-15		22-p17		宝226頁/大25-101頁		
	8	308 埴直政書状	法隆寺堂衆藤御中	(天正2)12月12日	二函16-2		F612附	5-57丁	宝243頁/大25-102頁	○	
	9	309 埴直政書状写	法隆寺年会御房御同宿中	(天正2)12月12日	二函16-3		23-p59	5-50丁	宝243頁/大25-102頁		
	10	256 法隆寺学侶連署条々提			天正3年2月27日	口函27-3		12-p82	宝134頁/大25-103頁		
II 期	11	56 埴直政書状	法隆寺年会御房	(天正3)3月19日	八函3-21		30-p104	5-58丁	大25-105頁		
	12	310 埴安弘書状	法隆寺年会御坊	(天正3)10月20日	二函16-4		23-p61		宝243頁		
	13	332 松井友閑書状写	法隆寺学侶中	(天正3)11月 7日	二函18-9		F612参	5-54丁	宝247頁		
	14	257 埴安弘書状	原備練人々御中	(天正3)11月14日	八函21-10		18-p81	5-55丁	宝180頁		
	15	313 織田信忠祭制	法隆寺之内東寺	天正5年10月 日	二函17-3		F743	5-13丁	宝244頁	○	
	16	335 九藤深宮書状	東寺法隆寺諸進御房御同宿中	(天正6)12月 2日	二函18-12		23-p92	5-56丁	宝247頁	○	
	17	317 織田信長黒印状	法隆寺東寺諸進	(天正6)12月19日	二函17-7		F802	5-28丁	宝245頁	○	
	18	333 松井友閑書状写	法隆寺西寺惣中	(天正6)12月19日	二函18-10		F803	5-61丁	宝247頁		
	19	336 九藤深宮書状	法隆寺東寺諸進御同宿中	(天正6)12月21日	二函18-13		F804	5-62丁	宝247頁		
	20	337 九藤深宮書状写	法隆寺西寺惣御中	(天正6)12月21日	二函18-14		F805	5-63丁	宝247頁	○	
III 期	21	334 咄齋書状	宮内卿法印權尊報	(天正6)1月15日	二函18-11		23-p91	5-29丁	宝247頁/半田実論文32頁	○	
	22	318 織田信長黒印状	法隆寺東寺諸進	(天正6)2月26日	二函17-8		F814	5-30丁	宝245頁	○	
	23	織田信長朱印状写	和州法隆寺	天正7年2月 日			F816		「班鳩古事便覧」	○	
	24	319 織田信長黒印状	法隆寺東寺惣中	天正7年3月10日	二函17-9		F818	5-31丁	宝244頁	○	
	25	341 一雲斎針阿書状	大和法隆寺参貴報	(天正7)3月18日	二函18-18		F818参	5-33丁	宝248頁	○	
	26	342 一雲斎針阿書状	法隆寺東寺回章	(天正7)5月 1日	二函18-19		F826	5-35丁	宝248頁/半田実論文25頁	○	
	27	343 一雲斎針阿書状	法隆寺東寺貴報	(天正7)5月 4日	二函18-20		23-p100	5-36丁	宝248頁/半田実論文25頁		
	28	66 法隆寺東寺条々事書寛写	一雲斎	(天正7)5月21日	八函4-1		31-p2	5-38丁	半田実論文33頁		
	29	314 織田信長朱印状	筒井順慶	(天正7)6月12日	二函17-4		F832	23-p67	宝245頁	○	
	30	315 織田信長朱印状写	筒井順慶	(天正7)6月12日	二函17-5		F833	23-p69	宝245頁/29の写	○	
V 期	31	339 一雲斎針阿・松井友閑連署書状	法隆寺東寺机下	(天正7)6月12日	二函18-16		F833	5-46丁	宝247頁	○	
	32	340 楠長語書状	法隆寺東寺惣中	(天正7)6月19日	二函18-17		F833参	5-47丁	宝248頁	○	
	33	344 一雲斎針阿書状	和州法隆寺東寺惣中参貴報	(天正7)6月19日	二函18-21		F834	5-48丁	宝248頁	○	
	34	320 織田信長黒印状	法隆寺東寺惣中	(天正7)7月 3日	二函17-10		F769	5-50丁	宝248頁	○	
	35	345 一雲斎針阿書状	法隆寺東寺貴報	(天正7)7月20日	二函18-22		F841	23-p102	宝248頁	○	
	36	316 織田信長朱印状	法隆寺年会	10月20日	二函17-6		23-p71		宝244頁/半田実論文32頁	○	
	37	321 織田信長黒印状	法隆寺東寺	10月17日	二函17-11		F842附	5-32丁	宝245頁	○	
	38	338 松井友閑等三名連署書状	法隆寺東寺惣中	10月24日	二函18-15		F786	23-p95	5-53丁	宝247頁	○

※年月日の()は推定。「写真帳」「影写本」は、史料編纂所架蔵「法隆寺文書」写真帳(6171.65-23)・影写本(3071.65-3)の冊次と頁(丁)数。
 ※「文書番号」整理番号」は法隆寺昭和資財帳帳編集委員会編「法隆寺の至宝8 古記録・古文書」(小学館、1999年)の、「信長文書」は奥野高廣「増訂織田信長文書の研究」(吉川弘文館)の番号。
 ※備考の「宝」は上記「法隆寺の至宝8」(写真版)の、「大」は「大日本史料」第十編の収録頁。「班」項の○は「班鳩古事便覧」(法隆寺史料集成)十五)収録文書。

(同) 領内」など。

これらを眺めても、史料1傍線部のような文言は存在しない。つまりこの文言は史料1で初めて法隆寺宛禁制のなかに盛り込まれたものと考えられることができる。なぜ突如としてこの文言が信長の禁制に盛り込まれたのか、意図はどこにあるのか、考えるべき点が多いが、それはひとまず措いて、さらに論を進めることにする。

史料1と同年の一月に、今度は東寺に宛て次のような信長朱印状が発給される。

〔史料2〕 天正二年一月一日○日信長朱印状※

当寺事、從^二先々^一西東諸色雖^レ為^二混合^一、於^二自今以後^一者、可^レ為^二各別^一、次東之寺領所々散在等、永代不^レ可^レ有^二相違^一、然而為^二西寺一段錢以下恣令^二取沙汰^一之儀、堅可^二停止^一、猶以令^二違乱^一者、可^レ加^二成敗^一候也、仍状如^レ件、

十一月十日

信長(朱印)

法隆寺東寺惣中

この文書で信長は、(1) 寺領のなかで西寺・東寺それぞれの諸職が混在している現状について、今後はそれぞれ別々のものとする(一円化しない)こと、(2) 東寺領を永代安堵すること、(3) 西寺が東寺領に反銭を賦課することは一切停止し、違乱があった場合成敗すること、以上三点について東寺に申し渡している。この朱印状はのちのち寺僧によって「各別(御)朱印」と呼ばれ、東寺側が西寺側からの独立的立場を主張する根拠として掲げられてゆくことになる。

このように、天正二年に信長は西寺・東寺双方に朱印状を発給した。とりわけ東寺に「各別」の旨を申し渡したことは、古来より階層的対立があったにせよ一つの寺としてのまとまりを保持していた法隆寺を、所領の側面から二分する大きな歴史的意義を有するものであった。

2 天正二年相論の背景

天正二年における東寺・西寺の対立は、右に掲げた史料1・2のみで論じ尽くせるものではない。その他関連史料を検討しながら、詳細に経緯を追ってゆきたい。

最初に表でまとめたV期にあたる時期に作成された史料28を全文紹介する。この史料については、すでに半田氏が論文の注において全文翻刻しているが、字句の修正が若干あるほか、相論を理解するうえで重要な史料であること、本稿の行論のうえでも念頭におくべきものであることから、長くなるが以下引用したい。

〔史料28〕(天正七年)五月二一日法隆寺東寺々々事書写※

〔端裏書〕天正年中各別之御朱印頂戴以後訴状之写

覚

- ① 一、去四日巳刻^ニ、為^二上意^一津田理右衛門殿・角介・下京之とつ^(咄)齋・同春波、上下五十人計にて東寺へおし入、条々非分之事、
- ② 一、此方之儀、役者をはしめ悉衣鉢にて罷出、御理をも承、又此方之存分をも可^二申入^一と申候処^ニ、理不尽^ニ両役者をめしとり、其外兩人に繩をかけ、西寺へ引取候事、
- ③ 一、理不尽^ニからめとらるのあひた、にけちり候を、数多^(打)ちや^(擲)うちやくの事、付、刀疵在^之、
- ④ 一、両役人之坊舎家財等まで取破、或者火^ニ燒捨事、
- ⑤ 一、道用米日^ニ三石宛、五日分^ニ二十五石之通取被^レ申候事、付、日^ニ八荷宛^(馬草之事)、
- ⑥ 一、為^二上使錢^一ひた^三卅三貫取被^レ申候事、^(法花)
- ⑦ 一、しはり候内に、ほつけ院と申を、種々様々にいたため、銀子十枚うけこませ、其代^ニ百一貫六百文取被^レ申候事、^(東住)
- ⑧ 一、去八日^ニ東寺之内西とうしゆ院へ角介方とつ齋并西寺衆以上五十

人計にて打入、既^ニ角介矢をいこみ、坊主を打取へきと仕候間、手前おちぬけ候、其ま、居取^ニいたし、其外へや坊六ツ御座候まで悉取破候事、

⑨一、西東住院之儀于^レ今上使衆中間之残され、西寺より人数をくわへ、夜々坊舎のかべ^(壁)はたいた^(端板)、其外水たな^(棚)からうすまでかかり^(簾)たき、土蔵へハいたし^(板敷)き、又者引窓より入候て、悉取はたし申候由、追々申越事、

⑩一、東寺之諸口を相留候事、

⑪一、去月上旬之比、從^ニ宮法^(松井友閔)、針阿^(九藤深宮)・九肥西寺へ被^レ遣^ニ御折昏^一、

各別之 御朱印弥無^ニ別条^一之旨、重而東寺へ被^レ成^ニ下^一 御黒印^一之趣御届候、乍^ニ存知^一 還而右之仕合、且輕^ニ 上様^一、且可^レ為^ニ中間狼籍哉否之事、

⑫一、各別之 御朱印頂戴仕候時、為^ニ西寺^一仕候非分之儀、以^ニ七ヶ条^一申上候条々之事、^(付別番二 在之)

⑬一、七ヶ条之内六ヶ条目之儀、從^ニ 上様^一以^ニ御朱印^一筒井順慶へ被^レ成^ニ御尋^一候処^ニ、則被^レ遂^レ參^ニ上^一於相国寺^一、有^ニ姿言^一上被^レ申候処^ニ、弥西寺曲事之旨被^ニ仰出^一、張本人之坊舎五ツ被^レ成^ニ御成敗^一候事、

⑭一、五坊御成敗之時、為^ニ 御上使^(稿直政)・原田備中守殿御越候事、

⑮一、各別之 御朱印為^ニ西寺^一一年來相背、東寺下地分之反錢以下違乱仕候事、

⑯一、各別之 御朱印頂戴仕候間、其次之年^ニ東寺分^一之反錢所納仕候処^ニ、塙喜^(安弘)之内大陵^(長弘)・井戸内之小森兩人為^ニ大将^一、廿人計にて、百姓前へ夜催促ヲ入、百姓より致^ニ二重取^一、其上東寺へ打入、強々^ニ仕候事、

⑰一、惣別反錢と申儀、往古者一円無^レ之事、

⑱一、当寺者千年^ニおよび候歟、反錢者造宮或者諸慶のために、百年已來在^レ之事、

⑲一、為^ニ西寺^一各別之 御朱印違背候而、東寺下地分之反錢以下押取事、不^レ謂之由、從^ニ宮法^一・九肥^一以^ニ使札^一西寺へ被^ニ仰理^一候度毎^ニ、此方^一へも相使入置事、

⑳一、東寺を西寺之披官と申すのよし、中々限^ニ沙汰^一候事、

㉑一、当寺諸法事之時者、從^ニ往古^一已來為^ニ兩座^一事、

㉒一、当寺之上と申者、御太子にて御座候、西寺も院号^一・坊号、東寺も院号^一・坊号、以上も可^レ有^ニ御分別^一事、

㉓一、西東之別当者南都東北院殿にて御座候事、

㉔一、南都一乘院殿受戒会之御時も、從^ニ東寺^一罷上致^ニ出仕^一候事、

㉕一、毎事二月七日より十四日までつくり花六瓶ほうせん^(宝前)にそなへ申候、是も西寺^一・東寺より三瓶つ、そなへ申候事、^(付、花の一ニハ西東ニよ、うすよき次第ニ立置事)

㉖一、津田理右衛門殿并咄齋^一・春波表裏之事、

㉗一、旧冬從^ニ 上様^一御朱印弥異儀なきの御黒印頂戴被^レ下候時、津

理右も東寺為^ニ御馳走^一、宮法^一・九肥之使者并とつ齋^一に被^ニ相副^一、礼銀迄被^レ定候て、国松と申使を西寺へ被^レ遣候而、又只今者西寺へ御成候事、付、とつ齋^一・春波勿論同前事、

㉘一、津理右^一・咄齋^一・春波、旧冬東寺之無^ニ馳走^一と被^レ申候者、双方可^レ被^ニ召出^一候事、

㉙一、津理右之使者^ニ被^レ參候^一国松、從^ニ此方^一為^ニ礼儀^一、旧冬銀子五兩并ひた^一貫文取被^レ申候段無^レ紛事、

㉚一、西寺之非分成義、雖^ニ無^一際限^一候上、大方申上事、以上

右之条々者、前後之儀大方為^ニ御存知^一候、專要者此度之趣急度御披露^レ仰候、以上、

五月廿一日

法隆寺

東寺

一雲齋

*一つ書き頭の丸数字・傍線は筆者が付した。

端裏書にある「天正年中各別之御朱印」とは史料2を指すものと考えられる。史料2が発給されたのちに生じた事態をまとめ、訴えたことの覚書という意味で、差出者は東寺、宛所はこの時期東寺の取次役であった一雲齋針阿弥である。

②7傍線部に示された「御黒印」とは、信長が東寺諸進（堂衆の奉行）に宛て「先年遣レ之候朱印旨、弥不レ可レ有ニ異儀一候也」と伝えた、天正六年に推定される一二月一九日付黒印状（史料17、次章で掲出）を指すと考えられることなどから、本文書の年次は天正七年となる。

史料28は内容から大きく六つの部分に分けられる。①～⑪、⑫～⑭、⑮～⑯、⑰～⑲、⑳～㉔である。①～⑪では、（天正七年）五月四日および八日に、信長臣津田利右衛門や咄齋・西寺衆らが東寺へ押し入り、狼藉を働いた事実が詳細に報告されている。⑫～⑭は、「各別之御朱印」を頂戴したさい、まとめた西寺非分七ヶ条について、⑮～⑯は、「各別之御朱印」発給後、西寺が東寺の地下分反銭を押し領したことについて、⑰～⑲は、法隆寺における反銭の認識、⑳～㉔は、東寺を西寺の被官とする見方への反論、㉕～㉗は、津田利右衛門以下の非分について、それぞれ書き上げられている。

天正二年の対立をうかがううえで注目したいのは、⑫～⑭の部分である。ここで東寺は、各別の朱印を頂戴したとき、西寺が行なった非分について七ヶ条にまとめて申し上げたこと（⑫）、この七ヶ条のうち、六ヶ条目の事柄について、信長から筒井順慶に朱印状で尋問があり、順慶は即座に相国寺に参上し事情を説明した結果、西寺が曲事であり、張本人の坊舎五つを成敗すべき命が下されたこと（⑬）、五坊成敗にあたり、

上使として原田（塙）直政が遣わされたこと（⑭）を申し立てている。

原田直政は天正四年五月三日に石山本願寺攻めで戦死するから、本史料28で語られている事柄すべてが、作成された天正七年と同じ時制で語られるものではないことがわかる。結論からいえば、⑫～⑭は、天正二年に史料2（各別之御朱印）が発給される前後の状況を天正七年時点で振り返った内容なのである。

つまり、史料2が発給される以前、西寺が東寺に対し何らかの非分の行ないがあり、東寺はこれを七ヶ条にまとめ信長に訴え出た。信長はこのうちの一点につき興福寺官符衆徒たる大和の有力国人筒井順慶に説明を求め、是非を判断した結果、「西寺曲事」と決定したのである。

信長はこの天正二年、三月二四日と四月三日の二度相国寺で茶会を催している⁽¹⁾。順慶は三月二三日に信長への人質として母を上洛させ、四月四日には自ら上洛している⁽²⁾。日付から考えれば、順慶が法隆寺の件で信長に事情を説明したのは、おそらくこの四月の上洛時だったのではなからうか。

もともと四月の問答で事態が終熄したわけではない。同年六月一日、用水違乱の問題をきっかけに、学侶と堂衆が武力衝突を引き起こした。興福寺多聞院英俊は、このとき堂衆四、五人が殺害されたという噂を記録している⁽³⁾。学侶下藤にあたる梵音衆の記録には、一月二八日に塙直政が「かの用水違乱を決せんがため」河内から大和に入国したとある⁽⁴⁾。史料28の⑭に、「御上使」として塙直政がやって来たという記事と符合する。

以上の経緯を今一度整理してみる。天正二年四月以前西寺に非分の行跡があり、東寺が信長にこれを訴え出た。四月初旬に信長は筒井順慶に尋問し、西寺曲事と決定、張本人の処罰を命じる。その後六月に東寺と西寺が武力衝突を引き起こす。一月一〇日に東寺に宛て「各別之御朱

印」が発給され、同月二八日に塙直政が対立決裁のため大和に入った。

一月の朱印が六月の衝突と直接関係するのか、塙直政に与えられた使命は四月に下された処分¹の施行にあるのか、六月の用水違乱の決裁にあるのか、あるいはその両方なのかなど、不明確な点が残るが、おおよそ以上のような流れになろう。

ここで推測を重ねるならば、最初に東寺が信長に訴え出る事になった西寺非分の源が、正月に出された史料1の禁制にあるのかもしれない。西寺が史料1を根拠に、堂衆に対し何らかの圧力を加えた結果、対立が表面化したという流れである。史料1傍線部にあった「堂衆之儀、是又可為如先規事」とは、学侶による堂衆支配（学侶上位、堂衆下位）を信長が容認する（少なくとも学侶側はそう解釈した）内容であったのである。

3 各別朱印発給後の経緯

「各別之御朱印」（史料2）が発給されたことは問題の解決とはならなかった。逆にこれが両者の溝をさらに深くしたと言ってよい。西寺と東寺に信長からそれぞれの権益を保証する内容の朱印状が発給されたこと自体が問題だったのである。信長権力側もこのことを認識し、双方に発給された朱印状を回収したうえで、あらためて裁決を下そうとする。

この朱印状回収を担当したのが、一月末に大和に入った塙直政であった。順慶とともに信長に帰順し、この時期塙直政と法隆寺をつなぐパイプ役を果たしていたとおぼしい大和国人井戸良弘は、二月一日、法隆寺年会（学侶の年行事）に宛て、「事度々候間、殿様思召忘事も候ハツル」という事情を説明し、発給された朱印状をいったん回収したい旨通知した（史料5※）。

年会はすぐこれに応じたのであろう、塙直政は三日付で良弘に宛て「法隆寺之御朱印」を受け取った旨連絡し（史料6※）、良弘は翌四日付

で再度年会に宛て、朱印状を直政に託したことを史料6と一緒に送付して報じた（史料7※）。ここで問題になっている朱印状とは、史料1を指すものと考えられる。いっぽう東寺に宛てられた朱印状（史料2）もまた、直政に託されている（史料8※）。

直政は、二月二日付で、堂衆・年会、つまり東寺・西寺それぞれに宛て、双方の朱印を受け取ったこと、来春信長が上洛したさいそれぞれを披見し、糺明したうえであらためて判断を下すことなどを通知している（史料8※・9※）。このさい直政は年会に対し、五人衆のことを信長に報告したところ、ご気色が良かったので、来春上洛時に（赦免の方向で）裁可があるだろうとも書き添えている。この五人衆が史料28の⑬⑭にある「張本人」の「五坊」を意味するのだろう。

西寺は五人衆赦免実現、およびこの相論を優位に導くため、子院坊舎を売却して運動資金を工面し、塙直政らに礼を贈っていたらしい¹⁵。これが功を奏したのか、翌三年三月、五人衆の赦免が実現する（史料11※）。この赦免までを便宜的にI期とした。

II期は赦免実現後の天正三年中における相論の動静である。次に掲げる史料12からもわかるように、三年に入っても西寺側は信長はじめ、塙直政やその被官塙喜三郎安弘らに礼物を贈り、工作を続行していた。

〔史料12〕（天正三年）一〇月二〇日塙安弘書状

追而申入候、拙者へ御音信過分之至存候、毎度御懇意畏悦存候、

猶以三面上^一可^二申入^一候、

殿様^江御進物上申候処、備中相意得可^レ申由被^二仰出^一旨候、次備中方

へ御音信畏存之由、是又拙者相心得可^二申入^一之由候、将亦去年御礼

物之銀子相残分、相済申候、委細之段、自^二井戸良弘^一有^二演説^一候条、

不^レ能^レ審候、恐々謹言、

塙喜三郎

十月廿日

(正応)⁽¹⁶⁾
法隆寺年会御房

安弘(花押)

これと関連するものか、西寺が直政に天正三年冬銀子六五枚を贈ったという記録がある⁽¹⁷⁾。天正三年冬に至ってなお相論が解決しなかったらしく、次の史料14にあるように、東寺衆と西寺衆双方が在洛し、原田(塙)直政を仲介に判断を仰ごうとしていた事実も確認される。

〔史料14〕(天正三年) 十一月一四日塙安弘書状

法隆寺公事之義付而、東寺之衆于今在洛之由候間、^(西カ)□寺之衆も同

前^二候、昨今之義者雖^下可^レ為^二御取紛^一候上、東寺之衆在京候間、自然御尋事も候哉、愈西寺之衆も在洛候、可^レ然様相心得、可^二申上^一旨候条、如^レ此候、恐々謹言、

十一月十四日

安弘(花押)

(原田直政)
原備様人々御中
(ウハ書)
(墨引)

喜三

安弘

*ウハ書は史料編纂所架蔵影写本「法隆寺文書」五にて補った。

信長は、天正三年三月から四月、一〇月から翌四年二月まで在洛している。三年春の信長在洛中、直政が約束したとおり、双方の朱印状を披見し何らかの判断が下されたのかどうか、また、冬にこの「公事」がいかなる結末をたどったのか、残された史料から明らかにすることはできない。本章で論じるように、その後も双方が天正二年に発給された朱印状に依拠して権益の主張をしていることから推せば、はっきりした裁決が下されなかったと考えざるをえないのである⁽¹⁸⁾。

二 天正六年〜七年における相論とその後の法隆寺

本章では、表にまとめたⅢ期からⅤ期にかけての東寺・西寺相論の事

実経過を整理し、さらに信長没後までを簡単に展望する。前に掲げた史料14以降、約三年の間関係文書をほとんど見いだすことができず、この間両寺はいかなる状態にあったのか、うかがうすべはない。

唯一、天正五年一〇月付で東寺に宛て織田信忠が発給した三ヶ条の禁制があるが(史料15)、濫妨狼藉・陣取放火・竹木伐採を「朱印之旨」に任せて禁止する内容であり、史料1のごとき堂衆に関わる附則文言は見られないので、相論とは無関係であると考ええる。

1 各別朱印の追認

前章でも触れたが、天正六年と推定される次の信長黒印状がある。
〔史料17〕(天正六年) 二月一九日信長黒印状
就^二在陣^一使僧、殊小袖一重到来、懇志悦入候、次先年遣^レ之候朱印旨、弥不^レ可^レ有^二異儀^一候也、謹言、

十二月十九日

信長(黒印)

法隆寺東寺諸進

右の黒印状で信長は東寺に対し、先年遣わした朱印状に異儀なきことを認めている。朱印状とは史料2を指すのだろう。この黒印状に副え、同じ日付で信長側近松井友閑が西寺に宛て次のような書状を認めている。
〔史料18〕(天正六年) 二月一九日松井友閑書状写
就^二反錢反米之儀^一、数度雖^二申遣候^一、無^二承引^一、被^レ背^二御朱印^一之段、則 上様へ得^二御意^一候処、弥被^二仰付^一、御墨印東寺へ被^レ遣候条、急度彼寺へ可^レ有^二返納^一候、猶此使者可^レ申候、恐々謹言、

宮内卿法印

十二月十九日

友閑判

法隆寺

西寺惣中

反銭・反米のことで数度命令を下しても西寺側は承引せず、朱印状に背いたことを受け、信長は重ねて黒印状を東寺に遣わしたので、反銭を東寺に返納するようにと命じた内容である。ここにある「御朱印」が史料2、「御墨印」が史料17を指すと考えられる。これとほぼ同じ文言の、同月二一日付九藤深宮書状（史料20）も存在し、また、同じく九藤深宮が同二一日付で東寺にも黒印発給を伝えた書状（史料19）が確認される。つまりこれ以前に反銭・反米について、西寺が東寺領から徴収したといった不法行為があったのだろう、そのトラブルを受け、あらためて史料2を確認する黒印状が発給されたという流れとなる。前章で引用した史料28の⑮⑯でも、各別朱印発給の翌年（天正三年）反銭徴収をめぐるトラブルがあったことが報告されており、このときの黒印状発給は、それらが積み重なった結果なのかもしれない。

黒印状発給にさいし、法隆寺側の使者として仲介役を果たした（史料19）実禅坊咄齋が翌天正七年正月一五日付で松井友閑に宛てた書状（史料21）を見ると、黒印状の旨に任せ、友閑の使者が西寺に対し「去年分より反銭一円東寺へ計渡可レ申由」を命じ、西寺もこれを呑んだにもかかわらず、東寺は「反米・召米可レ被レ取候由候て、無二同心一候つる」と逆に納得しなかったことがわかる。以上がⅢ期の流れである。

2 西寺への継目安堵と東寺權益の保証

史料2の各別朱印に相違なきことを追認したわずか数ヶ月後の天正七年二月、信長はふたたび「和州法隆寺」に宛て、史料1と同内容の禁制を発給する（史料23）。附則文言も「堂衆之儀、可レ為二先規一事」のよう⁽²¹⁾に踏襲された。史料1の解釈に準ずれば、ここでもまた西寺優位を認めたことになる。

翌月信長は東寺に対し、次のような黒印状を発給する。

〔史料24〕 卯（天正七年）三月一〇日信長黒印状

為二音信一金子式枚并紅緒到来、悦入候、仍今度自二西寺一統目朱印事申之条、遣レ之候、然者其方へも朱印之儀無二別条一候間、不レ及レ其候、如レ此間令二覚悟一、寺家可二相育一事專一候、自然相替之儀候者、重而可二申越一候也、

卯

三月十日

（黒印）

法隆寺

東寺惣中

ここで信長は、西寺から「統目朱印」を申請されこれを発給したが、東寺に対しては「朱印之儀」（史料2だろう）に別条ないので、あらためて発給するには及ばない旨断っている。「統目朱印」とは史料23の禁制を指すらしい。この禁制（朱印状）発給の後、西寺は札銭を工面するため寺辺所領を担保に堺商人から借米をしている。その借用状に、「右件八木者、寺家如二先規一之 御朱印之調料仁借用実也」「寺家諸色可レ為レ如二先規一旨之 御朱印料」「寺家諸色可レ為二先規一旨之統目之 御朱印料」といった借用名目が記載されている⁽²²⁾。これらの文言は禁制の附則文言とおおよそ合致する。つまり、信長側も西寺側も、この禁制を「寺家諸色可為先規旨」の「統目之御朱印」と認識していたことになるのである。

「統目」（継目）と言った場合中世において一般的に考えられるような代替わりがこのとき織田家にあつたわけではなく、法隆寺側でも「継目安堵」を必要とする事態が生じていたことは確認されない⁽²³⁾。この場合代替わりの意味ではなく、たんなる「權益保証の更新」といった意味合いで「統目」と称されたと考えるほかないが、いずれにせよこの天正七年に信長は東寺・西寺にふたたびおのおのの權益を認める文書を発給したことで、双方の衝突はまぬがれない状況となったのである。以上がⅣ期

の流れである。

3 西寺の乱妨と各別の再追認

天正二年のとき（I期）と同様天正七年においてもまた、東寺・西寺双方に朱印状が発給されたことが直接的な引き金となったのか、大規模な武力衝突が勃発した。前章で掲げた史料28の①から⑪までに記された、五月四日・八日の西寺衆らによる東寺に対する乱妨行為である。

①を見ると、「為上意」信長の臣である津田利右衛門以下の者が東寺に押し入ったとある。利右衛門は史料上天正五年に山城当尾の代官として名前が見えるほかの活動徴証がなく、「上意」に関する真相は明らかではない。⑫以下を見ると、利右衛門は各別朱印に異儀なき旨を認められた黒印状（史料17）発給のさい東寺側使者として馳走したとあり、そのとき何らかのトラブルがあったのかもしれない。利右衛門・咄齋・春波いずれも東寺側の使者として相論に関与していたが、この時点で西寺に与っていたのである。

さて、この武力衝突を受けての信長の処置は断固たるものであった。

〔史料29〕（天正七年）六月一二日信長朱印状

猶々、今度西寺ニ悪張行之者可レ有レ之候、彼等を令ニ成敗一、東

寺等分ニ申付、以後両条為ニ各別一可ニ相立一候也、呉々東寺存知

分ハ東寺可ニ申付一、西寺分ハ西寺存ニ知之一、各別可レ然候也、

今度法隆寺西寺・東寺申分相尋候処、西寺仕様相掠狼藉之段、曲事候、

雖レ然片方打果候ても、惣寺滅亡之条、所詮今度東寺破却相当西寺へ

申付、其以後之儀者、西寺為ニ各別一、何も相立候様、堅可レ被ニ申

付一事專一候、聊緩之儀不レ可レ有レ之候也、

六月十二日

信長（朱印）

筒井順慶⁽²⁵⁾

史料29にあるように、信長はあらためて東寺・西寺の「各別」を命じ、

乱妨を行なった西寺衆の処罰と、破却した物件に対する弁償を西寺にさせるよう、筒井順慶に申し渡した。順慶は原田直政没後大和一円の支配を任されている⁽²⁶⁾。

この史料29に関連して、松井友閑・一雲斎針阿弥連署の副状（史料31）が発給され、以後もこの二人が取次として役目を果たしてゆくことが述べられている。また、史料29の「筆耕料」として銀子一枚を贈られたことに対する礼状が、信長右筆楠長譜より東寺に出されている（史料32）。さらに同月一九日には針阿弥単独で東寺に宛て、破却された西寺坊舎の修理が滞っているようなので筒井順慶に届けこれを急がせるよう促す書状が出されている（史料33）。

東寺はこの朱印状に対し、祝儀として金子三〇両・蚊帳一を信長に贈った（史料34）。いっぽう西寺は信長の命に服従し、破却した子院（堂衆坊）西東住院の修理料を抛出した。さらに六月中に東寺に対する反銭返納分⁽²⁷⁾二五石のうち一〇〇石を渡している。これらは、寺辺所領を担保にした借米⁽²⁷⁾、および学侶構成員の僧別銭負担⁽²⁸⁾によって賄われていた。V期は以上のような経過をたどり、最終的に東寺・西寺の各別が確定したのである。

4 天正七年以後の東寺・西寺

大和国では、天正八年八月に郡山城一城を残し、他の城をことごとく破却する「一国破城」が筒井順慶に命ぜられ、同年九月に、国内の寺社本所・国人衆らに対し所領一円の指出を提出するよう求められる。その後大和はあらためて筒井順慶に与えられた。このときの指出と「一国破城」を検討した松尾良隆氏は、この二つの施策により大和は完全な織田領国となり、筒井順慶は大和における織田権力の代行者として位置づけられると論じている⁽²⁹⁾。

指出提出命令にあたり法隆寺においては、東寺・西寺双方別個に指出

を提出した。⁽³⁰⁾この点は松尾氏の研究でも紹介されている。西寺提出の指出中に「堂衆^江近年申掠押領」と注記のある所領(三一町余)が含まれており、この部分がそれまでの相論の経緯といかなる関わりを持つのか注意しなければならぬにせよ、この指出によって、信長の支配の下法隆寺は所領面で東寺・西寺が言葉どおりの意味で「各別」として把握され、固定化されることになったのである。

しかしながらこうした「各別」の状態は長続きしなかった。天正一〇年六月二日、信長は本能寺に斃れてしまったからである。その一ヶ月あまり後、法隆寺の学侶・堂衆は左記のような起請文を取り交わした。

〔天正一〇年七月二三日法隆寺学侶堂衆和談連署起請文〕⁽³¹⁾

学侶堂衆和談之儀付条々

一、就^二念劇^一、公儀之使僧徒^三其方^一一人可^レ被^レ出、其子細者、宿路銭以下過分^三載候へ者、各出之儀候之間、無^二私曲^一之旨如^レ此候、但公儀之礼^三者学侶一人迄可^レ出事、

一、就^二念劇^一、棟間別俵彼子別等在^レ之時、両諸進罷出、可^レ見見事、

一、大犯三ヶ条、有合諸道具当毛迄可^レ有^二檢断^一、付、重科ハ博奕

刃傷等也、寺役米銭不^レ出仁躰、度々及^二催促^一、於^二無沙汰^一者、

可^レ為^二輕科^一、不^レ寄^二重科輕科^一、可^レ為^二一衣一本^一、何茂不^レ

寄^二重科輕科^一、地檢断不^レ可^レ在^レ之、会式床於^二相違^一者、可^レ

為^二出仕停止^一、諸事此外之儀者、可^レ為^二遠慮^一、於^二紛子細^一者、

於^二御宝前^一以^二誓昏^一上、可^レ被^二相濟^一事、

一、反銭切増不^レ可^レ在^レ之、但念劇過分^三造作入時者、双方以入魂上

可^レ在^レ之歟、

一、用水次第^三法可^レ入事、

敬白 天罰起請文事、

右子細者、依^二先年^一不慮出^二来諸式各別^一雖^レ在^レ之、今度以^二五ヶ

条^一、一書双方致^二入魂^一、於^二太子御宝前^一誓昏仕上者、不^レ可^レ有^二表裏^一者也、於^二此旨偽申^一者、上者梵天帝釈四大天王、惣而者日本国中大小神祇、八幡大菩薩、当国守護春日大明神、当所鎮守龍田大明神、天満大自在天神、惣社五所大明神、上宮御太子七堂伽藍之御罰於永代学侶可^レ蒙^レ罷者也、仍起請文如^レ件、

天正十年^午七月廿三日 各々^白敬

(学侶三五名・年会五師・公文代・沙汰衆・喫人の署判略)

右の起請文にて互いに守るべき事項として掲げられた五ヶ条については、同じ日付、ほぼ同文で堂衆側の僧侶七〇名(内一名の花押なし)および諸進・喫人各二名の署判のある起請文も残っている。⁽³²⁾

ここにある「念劇」とは本能寺の変を指すものと考えて間違いないから、東寺・西寺の衆は、信長横死という事態に直面して「和談」を行ない、(1)「公儀」に対する折衝のための使僧について、(2)棟別銭・間別銭賦課のさいの点検について、(3)大犯三ヶ条を犯した者の処罰について、(4)反銭の追加徴収の禁止、(5)用水について、以上五点を確認している。

注目すべきは起請文前書の部分である。右に掲げた学侶起請文では、「右子細者、依先年不慮出来諸式各別雖在之、今度以五ヶ条、一書双方致入魂、於太子御宝前誓昏仕上者、不可有表裏者也」とあるのに対し、堂衆起請文には、「右子細者、依先年不慮雖為諸式各別、今度入魂仕上者、反銭反米返申候、雖^レ然渡被^レ申一書於^二相違^一者、右之通雖^レ令^レ申候、誓昏之御罰不^レ可^レ蒙^レ者也」と文言に相違がある。

堂衆方分について意識すれば、「先年より不慮に諸式各別となつたけれども、今回互いに和談をした以上、反銭・反米を返すことにする。しかしながらこの起請文に背くことがあつたら、(反銭・反米返納を拒否しても)御罰は蒙らないものである」となるか。つまりこの起請文に

において東寺・西寺は「諸式各別」とされていた状態を解消し、反銭・反米の収納を西寺に一円化することで合意したと考えられるのである。

天正二年以来、東寺・西寺いずれもが信長権力に依存し、自らの権益を保証する朱印状を獲得、それを根拠に対立を繰り返してきた。ところがそれまで寄りかかっていた信長という「大樹」が倒れるやいなや、両者は分裂状態にあった所領支配を一円化せんと画策するのである。

その後法隆寺は豊臣秀吉の下で大和広瀬郡安辺などに千石を宛て行なわれ、これが近世までを通じた根本寺領となつてゆく。もつとも間中・高田両氏も指摘するように、江戸時代に入つてもなお、学侶と堂衆の対立は収まったわけではなかった。くすぶりつづけた相論のさい、堂衆が依拠したのはなお信長の「各別」朱印状（史料2）であった。

とうとう慶長一五年（一六一〇）頃相論は徳川家康のもとに持ち込まれ、最終的に家康により「堂方ニ有レ之信長公新儀各別之御朱印不レ被レ為レ遊ニ御用一、堂方之儀如ニ先規一可レ為ニ学侶支配一旨」が申し渡されたようである。信長の「各別」朱印状は家康の判断で最終的に棄破され、失効したのである。

三 相論と信長権力

以上二章にわたり、天正二年から同七年までの法隆寺東寺・西寺相論を、関係文書に即して整理し、事実経過を検討してきた。本章では、信長権力のあり方という大きなテーマを考えるにあたり、この相論を検討した結果有効だと思われる論点三つについて、研究の流れを踏まえながら簡単に考察を行ないたい。

1 信長の和国支配

天正二年から三年の東西相論において信長側で重要な役割を果たしたのが、塙（原田）直政であった。天正二年、直政は両者の対立を仲裁し、

関係者（五坊）を成敗するため大和に入り、さらに双方に発給された朱印状を回収して信長に取り次ぎ、翌三年に入つてもひきつづき相論のパイプ役の立場にあったと思われる。

天正二年五月以来、直政は「山城ノ守護」という任にあつた。⁽³⁶⁾ 二月には、近世に宇治茶師の代表的存在となる上林氏に対し、宇治檣嶋における諸商人荷物・通路・宿などを管掌せしめたり、山城国人狛氏への所領安堵を施行している。同年六月の興福寺学侶の記録には、「一、山城国神社領儀、塙九郎左衛門方可レ被ニ相述一旨申届候処、無ニ異義一旨返条間、届ニ註文一被ニ相認一可レ被レ遣旨、以ニ廻覧一被ニ申触一畢」ともあり、山城に存在する権門所領についても、何らかの権限を有していたらしい。

さらに直政は天正三年三月、大和国守護に任ぜられる。⁽⁴⁰⁾ 谷口克広氏は、元龜年間に塙直政はその行政的手腕を信長に買われ重用されるようになり、山城・大和守護に抜擢されたとし、その守護職権の内容は、いわゆる「一職支配」といった強力な領国支配ではなく、南山城・大和にいる在地領主の軍事指揮権が中心となつていたことを推測している。⁽⁴¹⁾

大和との関わりに限ってこの時期における彼の活動に注目すれば、谷口氏も指摘するように、⁽⁴²⁾ 守護補任に先んじ、天正二年時点で信長による東大寺蘭奢待切取のさい奉行的役割を果たしているほか、本稿で取り上げた法隆寺相論の仲介も守護補任以前の活動であり、前述した興福寺学侶の記録の場合も、興福寺が山城に保持している所領について直政に陳情しているという意味で、大和との関わりが皆無とは言えない。

守護補任後の史料を見ると、天正三年一月に松井友閑が法隆寺学侶（西寺）に対し取次役となつたことを報じた書状のなかで、「殊和州之儀、原備次第候之条」と書いている（史料13）。また同年九月、法隆寺領播磨鶴荘に寺家から派遣され莊務にあたったとおぼしい興了から法隆寺年

会に宛てられた書状のなかに、「塙九御寺門御取継事候へハ」という文言が見える⁽⁴⁴⁾。また同年一月頃、大和国内の春日社領莊園に対する押妨停止に関与している⁽⁴⁵⁾。同年八月から九月にかけての信長による越前一向一揆攻めにさいし、大乘院門跡尋憲は、直政を仲介に信長に働きかけ、寺領越前河口・坪江両莊に対する禁制朱印状を獲得した⁽⁴⁶⁾。

以上の事例から、直政の守護職権のなかに興福寺・法隆寺・春日社など大和に所在する寺社と信長をつなぐ「取継」もあつたと考えてよからう。これらの職務は、守護に正式に補任される以前の活動の延長線上にあつた。いっぽうで史料28の⑩に見られるように、直政被官の塙安弘らが法隆寺（東寺）領反銭につき違乱を働いていることが直政の守護職権を梃子としているのは容易に想像できることであり、天正二年から四年五月の直政戦死まで、信長の大和国支配は、常にこうした直政による強圧的支配に発展する可能性を秘めていたと言ふことは許されよう。

他の畿内支配のあり方も視野に含めなければならぬが、塙直政を大和守護に任じた背後に、信長はいかなる意図を有していたのか、本稿で検討した法隆寺の事例も含め、今後も研究を深めてゆく必要があると考へる。

2 信長の寺社支配

信長と寺社との関係については、「進歩」（弾圧）と「保守」（保護）の両面があつたうち前者が基本政策であるという考え方から、近年こうした二律背反的思考を棚上げし、統一的に理解しなければならぬという議論が主流になりつつある⁽⁴⁷⁾。伊藤真昭氏はこの見方を踏まえ、寺社側の視点で織田信長の存在がいかなるものであつたのか、考察を展開している。

伊藤氏は、領主としての門跡・寺社に対する信長の所領保護政策や、陣中見舞という契機を媒介とした寺社と信長の結びつきを検討した結果、

織田政権は、門跡領に対しては新地寄進というかたちで要望に応えるいっぽう、門跡以外の寺社に対してはその訴訟に対応してただけで、そこから「能動的な寺社と受動的な織田政権」という構図を描き出している。こうした緩やかな関与こそが信長の「寺社支配」だったと論じている⁽⁴⁸⁾。

ひるがえって本稿で取り上げた法隆寺の例を見れば、まさに右で伊藤氏が指摘した門跡以外の寺社への対応に当てはまる。史料1において「堂衆の儀は先規のごとくたるべし」といった附則文言を禁制に加えたのも、史料2において東西を「各別」としたのも、自ら積極的にそれを行なったというより、西寺・東寺による要請をそれぞれそのまま鵜呑みにしただけと言えるのである。井戸良弘による「事度々候間、殿様思召忘事も候ハつる」という説明は、そうした状況を如実に表現している。

その後も信長は確たる決断を下すことなく、相論は天正六年・七年へと長びいた。そしてふたたび双方の権益を保証するかのような朱印状を与えている。結果として生じた大規模な武力衝突により、東寺に有利な裁許を下すことになったものの、根底にあるのは、伊藤氏が指摘したように、寺社からの働きかけを受けてからおもむろに動き出すという消極性である。法隆寺東西相論は、信長の「寺社支配」の典型とも言うべき事例であつたと考えられよう。

3 信長政権における政治的判断のシステム

繰り返しになるが、法隆寺東寺・西寺双方に権益を保証する朱印状を発給した弁明として、井戸良弘が「事度々候間、殿様思召忘事も候ハつる」と説明したことは興味深い。この発言を手がかりに、信長が朱印状を発給するに至る政治的判断のシステムをうかがうことができるのであるまいか。

信長の発給文書については、奥野氏による『増訂織田信長文書の研究』

を最大最高の成果として、その後それを補い、修正する研究や、文書様式、書札礼など古文学書学的側面から基礎的な研究成果が積み重ねられて⁽⁴⁹⁾いる。他方信長権力を支えた吏僚層（奉行人・右筆ら）に即してその職務を検討する研究も近年増えている⁽⁵⁰⁾。

にもかかわらず、信長の政治的判断の結晶である朱印状・黒印状などの文書がいかなる手続きを経て、いかなる人々の関与によって発給されたのかといった関心からその「現場」を検討しようとした研究は見受けられない。織田信長という人物のカリスマ性に目を奪われているかのごとくである。

たとえば前節で取り上げた大乘院尋憲の記録には、越前一向一揆攻めに際し下向して直接朱印状を申し受けた、その具体的様子が克明に記されている。「事度々候間、殿様思召忘事も候ハつる」という事情の背後にある発給のシステム、また、今回のような相論が生じたさいに朱印状を回収して政治的判断を加えるシステムの有無、それがあつたとすればどのような人たちが支えていたのか。

取り立てて「システム」と呼ぶべきほどの制度はなかったという結論に落ち着く可能性は高いにせよ、こうした「現場」を明らかにしようとして試みることは決して無意味な作業ではないだろう。本稿で検討した法隆寺の相論はその好個の素材を提供しているのである。

むすび

以上本稿では、天正二年から同七年の間に高まりを見せた法隆寺学侶（西寺）と堂衆（東寺）の対立について、関係文書を整理したうえで対立の経過を五つの時期に分け、それぞれの流れを明らかにした。また検討の過程で、法隆寺の対立が、信長による大和国支配のあり方や寺社支配の基本姿勢、また文書発給に帰結する政治的判断のシステムを考える

うえで貴重な切り口となりうることを指摘した。

このように筆者にとつて信長権力を研究することは、個々の事例を積み重ねることにより、アプローチの方法を見つけるといふ初歩的な段階にとどまっているに過ぎない。あらゆる面で隆盛を極めている織田信長の研究のなかで、史料解釈と事実経過の確認に固執する姿勢は、退歩的と批判されてもやむをえないと考える。だがいっぽうで、いまなおこのように新しい位置づけを待っている史料がほかにも多く存在するはずであり、今後は本稿で見いだした切り口での研究を深めつつ、新たな素材提供の努力もつづけてゆきたいと考える。

ところで、法隆寺にとつて織田信長とは何だったのだろうか。早くから対立していた寺内の二つの身分階層が、それぞれ信長の朱印状を求めることで、新しい支配の段階を画策した。その結果身分的対立にとどまっていた寺内が、所領の面で二分され、固定化されることになった。二つの階層が、信長登場をきっかけに自らの権益を保證する動きを見せはじめたことは、この時期寺院が信長という権力をいかに見なしていたかを考える重要な論点となりうる。結果論ではあるが、信長は法隆寺という寺院を二つに割るほどの実力を持っていたと言つても過言ではない。

ただ積極的な施策ではなかったことが災いしたのか、あるいは双方の階層があまりに信長に依存しすぎたゆえか、信長没後あつけないほど簡単に対立は解消の方向で終熄する。法隆寺の歴史という大きな流れのなかに、信長は小石を投じてわずかに波紋を生じさせたにすぎぬという極小の評価も可能だろう。

性急に全体的な像を提示することは避け、史料の積み重ねにより多様な視角を提示することで研究にダイナミズムを生み出し、新たな歴史像を結ぶことにつながれば、本稿での検討も無駄ではなかったということになる。

〔註〕

- (1) 間中定泉・高田良信『法隆寺』（学生社、一九七四年）。以下の学侶（西寺）・堂衆（東寺）に関する記述についても、とくに断らないかぎり同書に拠る。
- (2) 林幹彌『太子信仰の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）。勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』（山川出版社、二〇〇四年）所収「法隆寺『嘉元記』関係用語集」の「学侶」「堂衆」項（井上聡氏執筆）。
- (3) 高田良信『法隆寺子院の研究』（同朋舎出版、一九八一年）。
- (4) 高田良信『私の法隆寺案内』（日本放送出版協会、一九九〇年）、一六六頁。
- (5) 半田実「織田信長側近一雲斎針阿彌に関する一研究」（『日本歴史』五四九、一九九四年）。
- (6) 染谷光廣「織田信長の右筆についての序説」（『國學院雑誌』八九―一〇一、一九八八年）。
- (7) 以下「大日本史料」第十編之二十五収録史料については※印を付し、その他の『大日本史料』第十編収録史料については、『大』冊数―頁で表記する。
- (8) 奥野氏は『信長文書』のなかで、「入地・入被官」を法隆寺領を支配する給人の知行地が入り交じっている状態としている。この「諸給人」が寺外の人間も含むものか、他の用例も合わせて検討すべき問題であるが、当面ここでは奥野氏の理解に従いたい。
- (9) 史料8（天正二年）一二月二二日法隆寺堂衆宛堀直政書状※。ここで「去年」とあるのは素直に解せば天正元年となり、史料1の年記と齟齬を来す。奥野氏はこれから史料8を天正三年と比定するが（『信長文書』）、署判者堀直政は天正三年七月に原田姓と備中守の官途を与えられるから、天正三年ではありえず、また他の関係史料（史料9など）を勘案しても天正二年とするのが妥当である。堀直政が史料1を天正元年発給としたのは、日付が正月日であることから、年の変わり目に発給実務が行なわれたゆえの誤認であると考えたい。
- (10) 永禄二年六月日三好長慶禁制（『法隆寺文書』八函二四卷一号、以下全て史料編纂所架蔵写真帳第一九冊所収）、同年八月日湯河治部大輔春信禁制（同二号）、永禄八年一月日山城守禁制（同三号）、同藤原新次郎禁制（同四号）、同志摩介・又五郎連署禁制（同五号）、同越前守・左衛門尉連署禁制（同八函二五卷一号）、同日向守等連署禁制（同二号）、同年六月日右京進橋某禁制（同三号）、同一年一〇月日信長禁制写（同四号、『大』一―二六〇頁）、同一年一〇月三日諏訪晴長・松田頼隆連署禁制（同六号、『大』一―一九一頁）、元亀二年九月二七日飯尾昭連・諏訪郷連署禁制（同七号、『大』六一九三〇頁）。
- (11) 「今井宗久茶湯書拔」「津田宗及茶湯日記」（『大』二二―二二二・二九〇頁）。
- (12) 『多聞院日記』天正二年三月三日・四月四日条（『大』二二―二八九頁）。
- (13) 「梵音衆集會評定曳付」・『多聞院日記』天正二年六月五日条※。
- (14) 「梵音衆集會評定曳付」※。なお堀直政は、一〇月頃、他の信長部將とともに、三好氏の籠もる河内高屋城攻めに加わっていた（市島謙吉氏所蔵文書）『大』二四―二八九頁、二五―二九九頁）。
- (15) 史料10※。また、天正三年五月「面々算用状」（『法隆寺記録』甲一三七、史料編纂所架蔵写真帳第三五冊所収）を見ると、西寺は天正二年一二月二七日に、「朱印銭」のことで銀子一七枚分の代米を提出していることがわかる。
- (16) 堀直政は天正三年七月に原田姓と備中守の官途を賜り、翌年五月に安弘ともども戦死するから、この文書の年次は天正三年に限定される。
- (17) 天正四年卯月「面々前算用日記」（『法隆寺記録』甲一三八、写真帳第三五冊所収）。
- (18) 東寺宛の史料2の正文が『法隆寺文書』中に現存しているのに対し、西寺が権益を主張する根拠となった史料1（加えて史料23）が写しの形でしか残っていない点、相論のゆくえを象徴しているかのようにも思われるが、後述のように史料1の「縦目」として史料23が発給されたと考

える場合、史料1もこの段階までなお効力を失っていないかつたわけであり、この点から天正二年・三年時点で相論が決着したかどうかを判断することは難しい。

(19) 松井友閑はこの相論において、学侶側の取次の任にあった。半田論文および史料13参照。

(20) この咄齋は、史料28の①⑧において、津田利右衛門らとともに東寺に押し入った側として名前があげられている。

(21) 本文書については、正文・写とも「法隆寺文書」中には伝来せず、支証文書などを写した「法隆寺衆分成敗附并諸証文写」（法隆寺所蔵・史料編纂所架蔵謄写本）・『斑鳩古事便覧』で確認される。『斑鳩古事便覧』は近世の法隆寺僧覚賢が天保七年（一八三六）頃編んだ、寺伝来の文書・記録・金石文を集成した書物である。『法隆寺史料集成』15（ワコー美術出版、一九八四年）として影印刊行されている。表で示したように、正文伝来が確認できる関係文書のなかにも同書に収められているものが多数あることから、註（18）に示したような問題はあはせよ、とくに疑うべき点はないと考える。

(22) 「方々衛入置質地下書帳」（『法隆寺記録』甲一四一、写真帳第三六冊所収）。このなかに天正七年三月一日から卯月付で計八通の借用状写（綱封蔵沙汰人・五師連署）が収められている。

(23) この「続目」が禁制という形式をとったことについては、史料1を踏襲したからと考えるほかない。この前後に軍兵に対する禁制が出されるような軍事的状況が見られないからである。もつともこの直後の三月五日に信長は荒木村重攻めのため摂津に出陣し（『信長記』巻一（二）など）、同年四月日付で薬師寺に発給された禁制（朱印状）はこれと関連すると考えられている（『薬師寺文書』『信長文書』八二三号）。これから類推すれば、二月という日付の誤写という可能性も皆無ではない。

(24) 谷口克広『織田信長家臣人名辞典』（吉川弘文館、一九九五年）「津田利右衛門」項。

(25) なお本文書は「天下布武」の印文を龍が囲むいわゆる「双龍形」であ

り、本文書が同朱印の終見とされている（滋賀県立安土城考古博物館図録『平成12年度秋季特別展 信長文書の世界』二〇〇〇年）。染谷光廣氏は原本に即してその執筆者である右筆楠長譜との関係から本文書を紹介している（前掲註（6）論文・『日本歴史』三四一号口絵解説、一九七六年）。

(26) 『多聞院日記』天正四年五月一〇日条。

(27) 前掲「方々衛入置質地下書帳」。

(28) 天正七年六月二一日「御朱印付筒井順慶慶之時寺僧別帳」（『法隆寺記録』甲一四三、写真帳第三七冊所収）。

(29) 松尾良隆「天正八年の大和指出と二国破城について」（『ヒストリア』九九、一九八三年）。

(30) 西寺の指出は『法隆寺文書』口函二一巻一号。東寺分は同二号（いずれも写真帳第一一冊所収）。

(31) 『法隆寺文書』指定文書ほか一八号。『法隆寺の至宝8 古記録・古文書』に写真が収録されている（三八頁）ほか、史料編纂所架蔵謄写本『法隆寺文書』一一にも収められている。

(32) 『法隆寺文書』八函二三巻二号（写真帳第一九冊・影写本第六冊所収）。

(33) 文禄四年（一五九五）九月二一日豊臣秀吉朱印状写（前掲「法隆寺衆分成敗附并諸証文写」・『斑鳩古事便覧』所収）。

(34) 間中・高田註（1）書。

(35) 『法隆寺学侶返答書覚』（『法隆寺文書』ホ函四二巻、写真帳第二九冊所収）。本史料は年次未詳だが、記載内容から一八世紀中頃に学侶によってまとめられた学侶・堂衆対立の経緯に関する覚書であると考えられる。

(36) 『年代記抄節』（『天』二二一一八九頁）。

(37) 「上林文書」※（『信長文書』補遺一五〇号）。

(38) 「小林文書」※。谷口註（24）書「塙直政」項。

(39) 「学侶引付之写」五ノ乾・天正二年六月晦日条（史料編纂所架蔵写真帳「学侶引付之写」八所収）。

(40) 『多聞院日記』天正三年三月二五日条。

- (41) 谷口克広『信長軍の司令官』(中公新書、二〇〇五年) 一一六頁以下。
- (42) 谷口註(24) 書「塙直政」項。
- (43) 「天正二年截香記」など(『大』二二―二五二頁以下)。
- (44) (天正三年) 九月二六日興了書状(『法隆寺文書』ハ函二二卷六号、写真帳第一九冊所収)。詳しい論証は省略するが、信長の越前出陣、浦上宗景との協力、荒木村重の播磨出兵などから、本文書を天正三年と推定する。
- (45) 拙稿「春日社家日記のなかの織田信長文書」(『古文書研究』五四、二〇〇一年)。
- (46) 「越前国相越記」(『山田竜治家文書』『福井県史』資料編3中・近世一所収)。
- (47) 以上は伊藤真昭「織田信長の存在意義」(『歴史評論』六四〇、二〇〇三年)の整理による。
- (48) 前註伊藤論文。
- (49) 谷口克広「織田信長文書の年次について」(『日本歴史』五二九号、一九九二年)、尾下成敏「織田信長発給文書の基礎的研究」(『富山史壇』一三〇、一九九九年)、同「織田信長発給文書の基礎的研究 その二」(『富山史壇』一三二、二〇〇〇年)、同「織田信長書札礼の研究」(『ヒストリア』一八五、二〇〇三年)、久野雅司「織田信長発給文書の基礎的考察」(大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇二年)など。
- (50) 染谷光廣「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係について」(『国史学』一一〇・一一一、一九八〇年)、染谷註(6) 論文、竹本千鶴「松井友閑論」(『国史学』一七一、二〇〇〇年)、同「織田政権の奉行人と京都支配」(『書状研究』一五、二〇〇一年)、同「松井友閑と松井友閑文書の総体」(『書状研究』一六、二〇〇三年)、半田論文、久野雅司「織田政権の京都支配」(『白山史学』三三三、一九九七年)、同「村井貞勝発給文書の基礎的考察」(『東洋大学文学部紀要』五五、二〇〇一年)、註(25)『平成12年度秋季特別展 信長文書の世界』。
- (付記) 本稿は『大日本史料』第十編之二十五(二〇〇六年三月刊行) 編纂の

成果である。同書に収録した史料の翻刻・読点付与による史料の解釈、およびこれらにもとづく標出文の付与は酒井信彦氏・黒嶋敏氏と筆者三人の共同作業によっている。ただし史料の読解とそれらの歴史的文脈への位置づけなど本稿論旨に関わる責任は筆者が負うものである。